

## 歯科医師が公衆衛生の分野で活躍するために — 歯科医師法一部改正の必要性とその科学的根拠 —

花田 信 弘

### A Public Health Strategy for the Dentists

— Needs and evidence for the partial revision of Japanese dental law —

Nobuhiro Hanada

#### はじめに

厚生労働科学研究「口腔保健と全身の健康の関係（主任研究者 小林修平教授）」は、研究課題名を若干変え、主任研究者が小林修平教授から著者へ交代しながら現在でも継続して行われている<sup>1)</sup>。この研究が果たしている役割は、口腔衛生が栄養、運動、QOLなど健康づくりに関連する項目を支えていることを実証し、歯科医師が公衆衛生の分野で活躍する必然性の科学的根拠を明らかにしたことである。しかし、歯科医師が公衆衛生の領域で活躍するためには、まだ乗り越えなければならない壁がある。ここでは、歯科医師法の一部改正の必要性について述べる。

#### 口腔衛生と公衆衛生

文化的に見ると口腔は言語器官であり人類の知的活動の源である。医学的に見ると口腔は栄養器

官であり栄養摂取の源である。解剖学的に見ると口腔は人体の内部でありながら、「内なる外」といわれる中腔器官である。細菌学的に見ると口腔は多様なグラム陰性菌が増殖する器官である。これらの菌が細胞壁に持つ内毒素（LPS）は、炎症が起きた歯根膜から末梢血管に侵入し身体全体に拡散し、様々な疾病を引き起こす。公衆衛生的に見ると、口腔機能は健康づくりや公衆衛生の重要な指標（栄養、運動、QOL）に関与している。

厚生労働科学研究「口腔保健と全身の健康の関係」を10年間行った結果、歯科医師が関わる全身の健康についての科学的根拠が集積され、歯科医師が健康づくり、プライマリーケアや公衆衛生を担当する医師として活躍する必然性が明らかになった。

#### 疾患の側から見る学問と健康の側から見る学問

医学の歴史を見ると、病因論の解明とともにそれぞれの疾患を未然に防ぐ方策が検討されるようになった。ワクチンの開発と予防接種法によるジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風のワクチン接種スケジュールの確立と実践はその典型的な成功例である。米国歯周病学会を中心に行われた歯周病と全身の疾患の関連性についての様々な研究は、疾病生成論（Pathogenesis）の立場である。

一方、医学の研究課題を、疾患の側からみるのではなく、健康の側からみる学問、健康の維持増

#### 【著者連絡先】

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

厚生労働省和光庁舎別館

国立保健医療科学院口腔保健部

部長 花田信弘

代表TEL：048-458-6111（部長室内線3208、3209）

直通TEL：048-458-6277（留守録自動転送）

共用TEL：048-458-6279；048-458-6287

共用FAX：048-458-6288

E-mail：nhanada@niph.go.jp

進をはかる学問として健康の科学が重要になってきた。今日の公衆衛生学は、「健康にとって有害な環境や、行動、社会的要因を取り除く」ばかりではなく、「健康にとって好ましい環境や、行動、社会的要因を強化する」ことにより、人々の健康状態と生活の質（QOL）を維持向上させる健康生成論を目標にしている。換言すれば、健康にとって有害な要因を取り除く疾病生成論の方向が医学の道であり、健康にとって好ましい環境を強化する健康生成論（Salutegenesis）方向が歯学の道である。

### 歯科医療と健康づくりの関係

健康生成論の立場で健康づくりのために栄養学を重視している高齢社会の公衆衛生では歯科医療が不可欠である。歯がなければ食べられず、顎の運動能力も低下するからである。平成16年度の国民栄養調査のデータにおいて、歯が19本以下になると食品が食べにくくなることが示されている<sup>2)</sup>。

一般的に多数の歯が喪失すると義歯で補うが、義歯ではもともとあった天然歯ほど口腔機能が回復できるわけではない。義歯に較べるとインプラントでは口腔機能回復の成績が良好である<sup>3)</sup>。しかし、インプラントは高価であり、インプラント周囲炎を引き起こす恐れがある。

健康生成論の立場で行う健康づくりのもう一つの柱は運動である。運動は関節ごとに存在するので手足の運動だけでなく、食事のための顎の運動（咀嚼）も脳血流量を増加させる重要な運動の一つである。また、高齢者において口腔機能と足の運動には関係があることが、厚生労働科学研究「口腔保健と全身の健康の関係」による調査で報告されている<sup>4)</sup>。高齢者を対象にした運動能力調査で、開眼片足立ち、ステッピング、脚伸展力は、歯が多く、咀嚼力の高い高齢者が有意に優れていた。健康にとって有害な要因を取り除く疾病生成論の中で歯科医師の役割を特別に評価することは難しいが、栄養、運動を中心とする健康生成論では歯科医師への期待度は格段に高い。

### 歯科医師と公衆衛生医

地域保健の推進においては、保健所が重要な役割を果たしており、その機能を十分に発揮するためには、公衆衛生医師の確保が重要である。厚生労働省は、保健所等において公衆衛生に従事する医師の確保推進を図るため、公衆衛生医師確保推進登録事業を行っている。しかし、臨床現場で専門医が慢性的に不足している状態なので、公衆衛生の分野に医師を振り当てることは容易ではない。医学教育に最も近く、既に健康づくりの担い手として実績がある歯科医師が公衆衛生医になり得るのが望ましいが、そのためには解決しなければならない法律上の課題がある。

### 歯科医師法一部改正の必要性

医師法、歯科医師法および獣医師法はともに公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保することを共通の目的にしている。しかし、歯科医師が医師とともにプライマリーケア医や公衆衛生医になり得るのかという視点で見ると歯科医師法に欠けているものがある。表1に示すように第一章第1条では共に「公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。」とされている。それにもかかわらず、第3章（試験）第9条においては、「臨床上必要な歯科医学及び口く衛生に

表1 医師法、歯科医師法、獣医師法の比較

章	医師法	歯科医師法	獣医師法
第1章 総則	第1条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。	第1条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。	第1条 獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。
第3章 試験	第9条 医師国家試験は、臨床上に必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。	第9条 歯科医師国家試験は、臨床上に必要な歯科医学及び口く衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。	第10条 獣医師国家試験は、飼育動物の診療に必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う。

関して、(中略)、これを行う」とされている。これに対して、医師国家試験は、「臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、(中略)、これを行う」、獣医師国家試験は、「飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う」とされ、ともに国家試験において公衆衛生が必修科目にされている。医師法、歯科医師法、獣医師法では、公衆衛生の向上及び増進が法律の目的であり、各々の診療および保健指導は公衆衛生の手段と位置づけられている。つまり、これらの法律では、公衆衛生が共通する上位概念であり、個々の診療および保健指導は下位概念である。上位概念と下位概念は異なるという法律の立場が貫かれている。歯科医師法においても医師法、獣医師法と同じく公衆衛生の向上及び増進に寄与することが法律の目的なので、第9条は「臨床上必要な歯科医学及び公衆衛生に関して、(中略)、これを行う」と改正しなければ第1条と第9条の整合性がとれない。

#### 歯科医師が公衆衛生医を担うために

厚生労働省は2004年に、例外措置として「医師と同等か、それ以上の高い専門性を有する者」を保健所長に認めることを決めた。これを受けて、保健所長になるために必要な国立保健医療科学院における1年間の研修コース（保健所長の資格要件を定めた地域保健法施行令第4条第1項第2号の「国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程」及び第2項第3号の「養成訓練課程」、本課程を修了した医師または技術吏員は、保健所長となる要件を満たす。）に歯科医師の入学が可能になった。歯科医師が保健所長になる時代が始まったのである。しかし、歯科医師にその実力が伴っているかどうかは別問題である。これからの歯科医師が公衆衛生の分野で信頼されて活躍するためには、歯科医師国家試験の公衆衛生分野における出題範囲を保健所長の資格要件を満たすレベルに拡大すべ

きであろう。臨床医にとっても、実際の患者は背景に感染症や精神疾患を患っている場合が多く、感染症、精神保健に関する公衆衛生医レベルの基礎知識が必要である。

#### おわりに

厚生労働省では、歯科医師の需給問題（過剰問題）を解決するために検討委員会を設置して検討を重ねてきた。その結果、歯科医師数の大幅な削減が提言されている<sup>5)</sup>。単純に数を減らすのではなく、歯科医師の質の向上を伴うには公衆衛生マインドのない歯科医師を減らすという視点を導入することが大切である。従って、歯学生、臨床研修歯科医にとって公衆衛生学の必修化につながる歯科医師法の一部改正が求められる。この改正が長い目で見れば歯科医師会の活性化につながるのではないだろうか。

#### 文 献

- 1) 花田信弘、平成19年度厚生労働科学研究費補助金（医療安全・医療技術評価総合研究事業）「口腔保健と全身のQOLの関係に関する総合研究（主任研究者花田信弘）」報告書、平成20年3月
- 2) 健康局総務課生活習慣病対策室：平成16年国民健康・栄養調査結果の概要。http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/05/h0508-1a.html（2008年2月29日アクセス）。
- 3) de Oliveira TR, Frigerio ML. Association between nutrition and the prosthetic condition in edentulous elderly. *Gerodontology*. 21 : 205-8, 2004.
- 4) Relationship between dental occlusion and physical fitness in an elderly population. Yamaga T, Yoshihara A, Ando Y, Yoshitake Y, Kimura Y, Shimada M, Nishimuta M, Miyazaki H. *J Gerontol A Biol Sci Med Sci*. 57 : M616-20, 2002.
- 5) 医政局歯科保健課、今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告書、平成18年12月

歯科医師が公衆衛生の分野で活躍するために

## A Public Health Strategy for the Dentists

– Needs and evidence for the partial revision of Japanese dental law –

Nobuhiro Hanada

(Department of Oral Health, National Institute of Public Health)

**Abstract** : There is a similarity among laws for health professionals, especially, medical law, dental law and veterinary law in a public health area. Those three laws are commonly appointed that the public health is a superior concept differ from each treatment and health teaching. Therefore, public health is an essential content in the national license examination for those health professionals. However, description of public health for dental license examination is left out in the Japanese dental law.

Health Science and Health Care 7 (2) : 57 – 60, 2007